

千葉県医師修学資金貸付制度における猶予加算について

1 条例において認められる猶予

	理由	期間
①	条件なし	4年
②	災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る。）その他正当な事由があると認める場合	正当な事由があると認める期間

2 キャリア形成プログラムにおいて定めている猶予

	理由	期間	条例
猶予期間1	条件なし	4年	①
猶予期間2	災害、疾病、負傷、出産、育児の場合	勤務先等において休業として認められた期間	②
猶予期間3	・新専門医制度における専門医を取得する場合 ・従来の学会認定の専門医を取得する場合	新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得するのに不足する期間	②

3 現行制度の課題と対応方針

(1) 出産や育児等の理由により離職する、育児や看護の理由により短時間勤務を行うなど、正当な事由があると認められる場合であっても猶予加算の期間が定まっていないケースが生じている。

→正当な事由があると認められる期間を整理する（猶予期間2）

(2) 医師の勤務が多様化し、非常勤勤務等により、地域A群における勤務年数に達するまで長い期間を要するケースが生じている。

→正当な事由として猶予加算を認める（猶予期間2に追加）

(3) 県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できないケースが今後生じる可能性がある。

→正当な事由として猶予加算を認める（猶予期間2に追加）

《参考》県内に勤務していても、「理由を問わない猶予」に整理されるケース

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
臨床研修 2年		千葉市内の病院 県内病院群3年			地域B群 週4日 ここまでで 2年分履行	理由を問わない猶予 4年分			返還義務が生じる					
					地域A群 週1日 2年分を履行するには10年かかる									

⇒地域B群勤務は、8年目後半以降は猶予扱いとなり
猶予4年間を超えると制度離脱せざるを得ない